

水槽清掃業務仕様書

1. 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条に基づく検査および環境衛生管理基準に基づく作業を実施し建築物の環境衛生を維持する。

2. 対象施設

業務の対象とする設備は下記のとおりとする。別紙「久留米シティプラザ施設設備台帳」参照のこと。

上水受水槽(西棟)(東棟) 貯湯タンク(西棟) 中水槽(西棟) 汚水槽(西棟)
汚水槽(東棟) 雑排水槽(西棟)(東棟) ガソリントラップ(東棟)(西棟)
冷却塔(西棟)

3. 業務内容

業務の内容は、別紙「点検仕様書」により、下記のとおりとする。

上水受水槽(西棟)(東棟) 清掃 1回/年

貯湯タンク(西棟) 清掃 1回/年

中水槽(西棟) 清掃 1回/年

汚水槽(西棟)(東棟) 清掃 2回/年

ガソリントラップ(東棟)(西棟) 清掃 2回/年